

## 第九号

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月十一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部改正)

**第一条** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号及び第二項の表十五の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**提案理由**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。